

福岡県公報

令和六年七月二日
第五百九号
増刊
①

目次

再掲

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第二号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程(平成十二年三月福岡県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の部第二十七項第九号中「心身に著しい負担を与える作業と認めること及びその作業に相当する作業と」を「大規模な災害として人事委員会が定める災害を定めること及び二に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業を」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の規定は、令和六年一月一日から適用する。